

2017年6月1日

協力会社の皆様へ

五洋建設株式会社

## 工事代金等支払条件の現金支払化に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では工事代金等の支払いに関し、従来までの手形支払（電子記録債権支払、期日支払を含む）による支払条件を、下記の通り、段階的に現金支払に変更することと致しました。

国土交通省が推進する下請取引適正化への取り組みは、元請と協力会社の信頼関係を高め、建設産業の更なる発展に繋がる重要な施策です。弊社は、いち早く現金支払化を実行することで、協力会社の皆様とより強固な関係を構築し、週休2日の実現に向けた「工事現場の働き方改革」や「社会保険への加入促進」など、建設業が直面する課題に連携して取り組みたいと考えております。協力会社の皆様におかれましては、何卒ご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 変更内容 工事代金等すべての支払について、手形支払、電子記録債権支払、期日支払を廃止し、締め後 翌月 25 日 現金支払へ変更する
2. 変更時期  
下請工事代金 : 2017年 7月 1日以降の新規注文契約から適用  
購買発注資材 : 2017年 10月 1日以降の新規購買契約から適用  
その他一般資材 : 2017年 10月 20日締め請求書から適用

※なお、上記期日より以前の契約につきましては、変更契約を含め当初の支払条件を継続いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### ■本件に関するお問合せ

五洋建設株式会社 各支店総務部または本社財務部（TEL:03-3817-7614）までお問い合わせ下さい。

以上